

土浦市条例第 7 1 号

土浦市議会基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 議会の活動原則（第 4 条—第 7 条）

第 3 章 議員の活動原則（第 8 条—第 1 0 条）

第 4 章 市民と議会の関係（第 1 1 条—第 1 3 条）

第 5 章 議会と市長等との関係（第 1 4 条—第 1 6 条）

第 6 章 議会機能の充実強化（第 1 7 条—第 2 0 条）

第 7 章 議会事務局等（第 2 1 条，第 2 2 条）

第 8 章 議員の身分及び待遇（第 2 3 条，第 2 4 条）

第 9 章 補則（第 2 5 条）

付則

地方分権の進展により，これまで議会の関与が制限されていた機関委任事務が廃止され，大幅な権限移譲が行われた。

これにより，議会の権限と責務が飛躍的に増大するなど，本格的な地域主権時代を迎え，地方議会を取り巻く環境に大きな変化が生じている。

土浦市議会（以下「議会」という。）は，土浦市民から選挙で選ばれた議員により構成される合議制の機関であり，日本国憲法に定める二元代表制の下，同じく選挙で選ばれた独任制の市長と，それぞれ異なる特性を活かしながら議論を深め協力し合うことはもとより，市政運営の基本的な方針を議決する意思決定機関としての役割を担っている。

このため，議会は，公正性，透明性及び信頼性を確保し，分かりやすい議会運営を行うことで開かれた議会づくりに努めるとともに，日頃の市民生活の中にある新たな行政課題を的確に把握し，自由闊達な討議により積極的な政策立案・政策提言に努め，もって地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。

よって，議会の担うべき役割や責務を果たすとともに，市民からの負託に応えるため不断の改革を続けることを決意し，この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、新しい地方自治の時代において、二元代表制の下、市民に開かれた議会を目指し、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、意思決定機関である議会がその機能を発揮し、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

《解説》

地方自治体は、市民が市長と議員をそれぞれ選挙で選ぶ二元代表制をとっています。議会は、市民が選んだ2つの代表のうち的一方として、もう一方の代表である市長と協力しながら、責任をしっかりと果たします。

地域主権時代を迎え、地方自治体の権限と責任が大きくなっている中で、市長が提案した重要事項を最終的に決定する「意思決定機関」である議会に関する基本的なことを定め、それに基づき活動することで、市民生活の向上と市政の発展を目指します。

(条例の理念)

第2条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、議会規則及び議会規程（第4条において「条例等」という。）を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重するものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させ、その実践に努めなければならない。

《解説》

第1項 この条例を土浦市議会の最も基本的な取り決めとし、議会に関する条例、規則等を改正するときや、制定、廃止する場合は、この条例の趣旨を損なうことのないようにします。

第2項 議会は、議員にこの条例の理念を理解させ、その理念達成のための実行に努めます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学をする個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

(2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。

- (3) 委員会 土浦市議会委員会条例（昭和42年土浦市条例第2号。以下「委員会条例」という。）に定める常任委員会，議会運営委員会及び特別委員会をいう。

《解説》

この条例に規定されている用語の意味を解説しています。

第2章 議会の活動原則

（議会の活動原則）

第4条 議会は，次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市政における意思決定機関であることから，公正性，透明性及び信頼性を確保し，市民に開かれた議会運営に努めること。
- (2) 市民の多様な意見を市政に反映させるため，市民の意見を的確に把握し，政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。
- (3) 議決責任を深く認識し，市民に対して積極的に情報を提供するとともに，説明責任を果たすこと。
- (4) 市民に分かりやすく，傍聴及び視聴の意欲を高める議会運営に努めること。
- (5) 市長等の市政運営状況を監視し，及び評価する機能を果たすこと。
- (6) 言論の府であることを認識し，議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めること。
- (7) 条例等については，不断に見直しを行うこと。

《解説》

合議体である議会の活動原則を明確にしたものです。

第1号 議会は，市政の重要事項の最終決定を行う機関であることから，常に公正かつ透明な議会運営を心掛けること。

第2号 多様化している市民ニーズの把握に努め，よく議論し，それらの意見を議会独自の政策として立案することや提案することにつなげること。

第3号 市政の重要事項の議決責任を重く受け止め，議会報告会等において市民に対して議決した内容や意思決定過程等について誠実に説明すること。

第4号 市民にとって分りやすく，傍聴意欲が高まるよう，必要に応じ議案等に関する資料の提供等を行うなど，積極的な議会運営に努めること。

第5号 市長等が行政執行を適切に行っているかを監視し，その成果等について評価することが議会の役割の一つであることから，これを責任をもって果たすこと。

第6号 議会は、言論の場であることを認識し、議員同士の議論を尽くして、議会として、判断し、意思決定して行くこと。
第7号 議会運営に関する条例、規則については、議会を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行うこと。

(定例会の回数、会期等)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定による議会の定例会の回数は、年4回とする。

2 定例会の会期及び運営等については、土浦市議会会議規則（昭和42年土浦市議会規則第1号）の定めるところによる。

《解説》

第1項 土浦市議会の定例会の回数は1月から12月までの1年間に4回とします。

第2項 議会の会期や運営等の詳細については、土浦市議会会議規則に定めます。

(委員会)

第6条 委員会は、多様な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、機動的に開催するとともに、委員会の専門性と特性を活かし、その機能を発揮するよう運営しなければならない。

2 委員会での審査に当たっては、委員間討議を重視し、資料等を積極的に提供しながら、市民に対して分かりやすい議論に努めなければならない。

3 委員会は、市民からの要請があるときは、審査の経過等を説明するとともに、必要に応じて意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。

4 委員会での審査経過と審査結果は、委員長及び副委員長が責任を持って取りまとめ、委員長は、委員長報告の質疑に対して責任を持って答弁を行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の設置等については、委員会条例の定めるところによる。

《 解 説 》

- 第1項 重要な行政課題に対し常任委員会，特別委員会の持つ専門性などを活かし，適切かつ迅速に対応することを規定しています。
- 第2項 審査する資料等を傍聴者に積極的に提供し，委員間において多様な意見を出し合う自由討議を中心に分かりやすい運営に努めます。
- 第3項 市民から要請があれば，委員会での審査経過等を説明し，必要に応じて意見交換会等を開催するよう努めます。
- 第4項 委員会での審査経過と審査結果については，委員長と副委員長がとりまとめ，委員長報告に対する質疑があった際には委員長が責任をもって答弁を行います。
- 第5項 委員会の設置及び運営等に関する詳細については，土浦市議会委員会条例に定めます。

（危機管理）

- 第7条 議会は，災害等の不測の事態が発生した場合は，市民の生命，身体及び財産を守るため，市民及び地域の状況を的確に把握し，市長等に対し速やかに必要な要請を行うものとする。

《 解 説 》

東日本大震災により，本市においても多くの一般家屋が被害を受けるとともに，水道設備等のインフラが被災し市民の日常生活において大きな支障となりました。また，近年突発的に発生している竜巻による被害も受けたことから，これらの経験を踏まえ，災害等の不測の事態から市民を守るための対応について規定しています。

第3章 議員の活動原則

（議員の活動原則）

- 第8条 議員は，次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し，議員間の自由な討議を重んじること。
 - (2) 議案に対する議決への参加のみならず，本市の政策を自ら策定するため，議案を提出することを議員の重要な役割と捉え，積極的な調査研究活動をすること。
 - (3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに，自己の資質を高める不断の研さんにより，市民の代表として，ふさわしい活動をすること。
 - (4) 特定の地域，団体及び個人の事案解決だけでなく，市民全体の代表と

して、その福祉の向上を目指して活動すること。

(5) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

《 解 説 》

議員の活動原則を明確にしたものです。

第1号 議会は、言論の場であることを認識し、議員同士の議論を尽くして、議会として、判断し、意思決定しておくこと。

第2号 政策を立案し提言することを議員の重要な役割と考え、積極的に調査・研究すること。

第3号 市政における課題全般について多様な住民の意見を把握するとともに、議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動を行うこと。

第4号 議員は、特定の地域・団体・個人の個別事案だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第5号 市民に市政の課題や実情について正確に理解してもらうことも必要であることから、その説明に努めること。

(会派)

第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、主として政策に関して同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策の立案及び提言を行うための調査研究等を積極的に行うよう努めなければならない。

4 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。

《 解 説 》

第1項 議員は、会派を結成することができます。

第2項 会派は、主として基本的な理念や政策の考え方を同じくする議員で構成するものであり、議会運営の中心的な役割を果たす集団となります。

第3項 会派は、政策立案・政策提言を行うために、市政課題に関する情報収集、調査・研究を行い、会派として研修、勉強会、現地調査等を実施することで、より効果的な議員活動を行います。

第4項 合議体である議会で、自分たちの政策等を実現していくためには、多くの議員の賛同を得なければなりません。このため、議会で政策目標が一致するよう会派同士が協議し、政策形成や議会運営をしていきます。

(議員の政治倫理)

第10条 議員は、市民全体の代表者として、その負託に応えるため、高い倫理性が求められていることを常に自覚し、品位をもって行動しなければ

ならない。

- 2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理については、土浦市議会議員の政治倫理に関する条例（平成10年土浦市条例第26号）の定めるところによる。

《解説》

第1項 議員は、選挙により市民から負託を受けた代表として、一般の職業よりも高い倫理を守るべき義務があることを常に自覚するとともに、公務中・公務外にかかわらず議員としてふさわしい品格と地位を保持しなければならない。

第2項 議員の政治倫理に関する詳細については、土浦市議会議員の政治倫理に関する条例に定めます。

第4章 市民と議会の関係

（市民参加）

第11条 議会は、市民に対し、積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その調査及び審議においては、これらの提案者の求めに応じ、又は議会自ら、意見を聴く機会を設けることができる。

- 3 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

- 4 議会は、議会報等の多様な手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

《解説》

第1項 議会は、市民からの負託に応えるために、議会活動について市民に説明することが不可欠であり、それを責務として定めています。

第2項 請願と陳情は市民が議会へ直接提案・要望を行う行為であることから、議会は提案者が希望したとき、または議会が必要に応じて、説明や意見を聴く機会を設けることができます。

第3項 学識経験者や利害関係人から直接話を聞く制度として地方自治法に規定されている公聴会制度と参考人制度を積極的に活用し、市民の意見や専門的・政策的識見を議会の討議に反映させるよう努めます。

第4項 市議会だよりや市議会ホームページなどを活用し、議案に対する各議員の対応や一般質問等の内容はもちろん、市政に関する重要な情報を積極的に提供します。

(会議等の公開)

- 第12条** 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会については原則として公開するものとし、その他の会議についても公開に努めるものとする。
- 2 議会は、議員研修会等についても必要に応じて公開するものとする。

《解説》

- 第1項 本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とします。ただし必要に応じ秘密会や非公開とすることができます。詳細については会議規則や委員会条例に定めています。また、傍聴に関しても傍聴規則を定めています。
- 第2項 議会が行う議員研修会等についても必要に応じて公開します。

(議会報告会)

- 第13条** 議会は、説明責任を果たし、また、市民の多様な意見を把握し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が情報及び意見を交換する議会報告会を行う。
- 2 前項に定めるもののほか、議会報告会に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

《解説》

- 第1項 市民に開かれた議会であるために、市政の諸課題についての説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を行い政策立案に活かすことを目的とし、議会として議会報告会を開催します。
- 第2項 議会報告会の開催方法については、土浦市議会議会報告会実施要項に定めます。

第5章 議会と市長等の関係

(市長等との関係)

- 第14条** 議会は、二元代表制の下、その役割を果たすため、市長等との健全な緊張関係の保持に努めなければならない。
- 2 本会議における一般質問は、一括質問・一括答弁方式で行うほか、市政上の論点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

《 解 説 》

- 第1項 二元代表制においては、議事機関（議会）と執行機関（市長等）の権限は明確に区分されており、相互の調和の上に、民主的で公正な行政運営の実現が期待されるものとされています。その二元代表制の趣旨に鑑み、議会と市長等が緊張ある関係を保つことを規定しています。
- 第2項 本会議での一般質問は、議員が全ての項目をまとめて質問し、市長をはじめとする執行機関の出席者がまとめて答弁する一括質問・一括答弁方式で行う場合は、質問と答弁の関連性が分かりにくいなどの課題があります。そこで、論点がより明確になるようにするため、一問一答方式で行うことができることとしています。
- 第3項 質問を行なう議員に対しても、その質問内容についての責任を保持させるために、市長等から議員に対して反問できることとします。

（議員の文書による質問等）

- 第15条** 議員は、重要かつ緊急なものについて、閉会中に議長を通して市長等に対し文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。
- 2 前項に規定する文書による質問及び回答の内容については、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。
- 3 議会は、市長等との関係の透明性を図るため、議員から市長等に口頭による要請等があったときは、当該要請等に係る内容及び対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。
- 4 前項の規定により作成を求めた文書が市長等により作成された場合において、当該文書の公開手続きについては、これを保有する市長等に適用される定めによる。

《 解 説 》

- 第1項 議会閉会中であっても、次の議会に先送りすることのできない重要かつ緊急な事項について、議長を通して市長等に文書で質問を行い、文書での回答を求めることができます。
- 第2項 前項での質問及び回答については、「開かれた議会」の実現のため公表していきます。
- 第3項 議員が行う市長等への要請に関して、両者の関係の透明性を確保するために、その要請とその対応等について記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとしています。
- 第4項 前項で記録した文書について、情報公開請求がされた場合は執行機関における情報公開に係るルールに従い公開されることとなります。

（市長の提案説明）

- 第16条** 議会は、市長が提案する重要な政策について、政策水準を高める

ことに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った背景
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 市民参画の実施の有無とその内容
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たっては、立案，執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議に努めるものとする。

《解説》

第1項 市民生活に重要な影響を与えるような政策等に対する議会の意思決定にあたっては、より慎重な政策論議を行なう必要があります。そのために、本会議及び委員会における審議・審査に当たって、論点を明確にするため、市長等に対し関連情報の提出を求めることができることとしました。

これにより、提案される政策の信頼性・正当性が確保され、議会としての政策水準を高めることができます。

第2項 議会は、市長から提供された情報をもとに論点を明確にし、政策執行後の評価に役立つような審議に努めることを規定しています。

第6章 議会機能の充実強化

(議員相互の自由討議による合意形成)

第17条 議会は、合議制の機関であることを認識し、本会議，委員会等において議案等の審議又は審査をするに当たっては、合意形成に向けた自由討議を通じて議員相互間の議論を尽くすよう努め、意思決定するものとする。

《解説》

本会議及び委員会において議案を審議及び審査するに当たり、市長等への質疑のみならず議員相互間の自由討議によって多様な意見を出し合った上で結論に至ること、また、討議により結論までの過程を明らかにするよう努めます。

(議決事件の追加)

第 18 条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件（次項において「追加議決事件」という。）の追加について積極的に検討するものとする。

2 追加議決事件については、市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和 26 年土浦市条例第 108 号）で定める。

《 解 説 》

第 1 項 地方自治法第 96 条第 1 項には、必ず議会で決定しなければならない 15 項目の議決事項を定めており、また同条第 2 項は、それら以外に重要なものについて別に条例を定め、追加することができることとしています。よって、議会機能の強化を図るために議決事件の追加を検討します。
第 2 項 議決事項については、市議会の議決すべき事件に関する条例に定めます。

(政策討論会)

第 19 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題への認識を共有し、議論を深めるため、必要に応じて政策討論会を行い、政策提言に努めるものとする。

《 解 説 》

議会報告会などで市民から聴取した意見等が市政にとって重要な課題であった場合、政策討議・政策立案・政策提言をするため政策討論会を開催します。

(議員研修)

第 20 条 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策形成及び立案（以下「政策形成・立案」という。）の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

3 議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

《 解 説 》

第 1 項 議員は、条例の理念を理解する必要があることから、改選期ごとの研修会の実施を義務付けます。

第2項 議会が、その機能を果たすためには、議会を構成する個々の議員の能力向上が必要です。行政課題は年々高度化・複雑化しており、政策立案を行うに当たり必要な能力の向上を図るためにも、研修や勉強会の開催、又はそれらに参加し、市政の課題に関する研究に積極的に取り組むよう努めます。

第3項 議員研修では、幅広い分野の専門家等を招き、能力の向上に努めます。

第7章 議会事務局等

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、政策形成・立案を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るため、専門的能力の養成に努めるものとする。

《解説》

本条例において、議会は政策立案及び政策提言に努めることとしているので、議会を補佐する議会事務局も調査や法務等の機能の充実強化を図ることが必要となります。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査・研究及び政策形成・立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるとともに、適正に管理し、及び運営するものとする。

2 前項に定めるもののほか、議会図書室に関し必要な事項については、土浦市議会図書室規程（平成14年土浦市議会規程第1号）の定めるところによる。

《解説》

第1項 議会図書室には政府、都道府県等から送付された公報及び刊行物を保管のほか、一般に流通しない行政関係資料等も所蔵しています。

議員の調査研究を支援し、政策形成及び政策立案能力の向上を図るために議会図書室の充実に努めます。

また、土浦市議会図書室規程により市職員や一般市民も利用できることから、その管理を適正に行います。

第2項 議会図書室の詳細については、土浦市議会図書室規程に定めます。

第8章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

第 2 3 条 次項及び第 3 項に定めるもののほか、議員の定数（以下この条において「議員定数」という。）については、土浦市議会議員の定数を定める条例（平成 1 3 年土浦市条例第 2 7 号）の定めるところによる。

2 議員定数の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮するとともに、市民の意見を参考とし、検討するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、法第 7 4 条第 1 項の規定に基づく直接請求（次条において「直接請求」という。）による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

《 解 説 》

第 1 項 議員定数は、土浦市議会議員の定数を定める条例に定めます。

第 2 項 地方議会の議員定数については、地方自治法でその上限を人口区分に依りて定めていましたが、地方自治法改正により、定数の決定は自治体の自主的な判断に委ねることとし、上限が撤廃されました。

したがって、議員定数の改正に当たっては、近隣市や類似団体との比較はもとより、本市の置かれている状況と中長期的な視点を考慮するとともに、市民の意見を参考にします。

第 3 項 議員定数を議会自ら改正する場合には、その理由を明確にするものとし、

（議員報酬等）

第 2 4 条 次項及び第 4 項に定めるもののほか、議員報酬については、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 2 年土浦市条例第 1 4 号）の定めるところによる。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮した上で、検討するものとする。

3 次項に定めるもののほか、政務活動費については、土浦市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 3 年土浦市条例第 1 0 号）の定めるところによる。

4 議員報酬及び政務活動費の条例改正議案は、直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

《 解 説 》

第 1 項 議員報酬については、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に

関する条例に定めます。

第2項 議員報酬の改正をする場合は、行財政改革の視点、本市の置かれている状況と中長期的な視点を考慮し検討します。

第3項 政策立案及び政策提案を目的とした調査研究に資するために交付される政務活動費については、土浦市議会政務活動費の交付に関する条例に定めます。

第4項 議員報酬及び政務活動費の条例を議会自ら改正する場合は、その理由を明確にするものとします。

第9章 補則

(見直し手続)

第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証するものとする。

2 議会は、前項に規定する検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

〈解説〉

第1項 土浦市議会議員改選後なるべく早い時期に、この条例の目的が達成されているかどうかについての検証を行うものとします。

第2項 第1項の検証した結果、必要に応じて条例の内容を見直すなどの適切な措置を講じるものとしています。

第3項 本条例は議会の最も基本的な取り決めであることから、本条例を改正する場合は、本会議においてその理由と背景を詳しく説明しなければなりません。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。ただし、第14条第2項及び第3項の規定は、平成27年11月1日から施行する。

(土浦市議会定例会条例の廃止)

2 土浦市議会定例会条例(昭和31年土浦市条例第18号)は、廃止する。